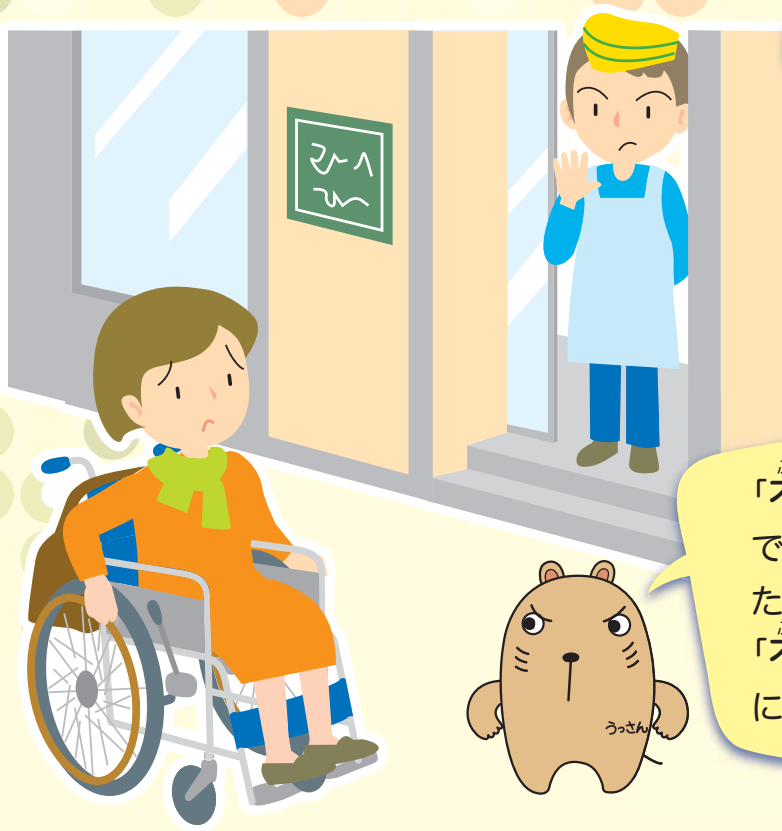


こんなことありませんか？

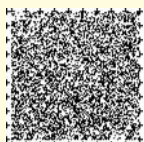


しょう
障がいがあることを
りゆう みせ りよう
理由にお店を利用
できなかつた。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
かんが
であると考えられます。
ほか ほうほう ばあい
ただし、他に方法がない場合などは、
ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。

くち うご ことば りかい
口の動きで言葉を理解しているのに、
ますく はず ねが
マスクを外してほしいとお願いしたが、
ますく はず
マスクを外してもらえなかつた。

ごうり てきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」
かもしれません。



かいぎ しえん ひと
**会議に支援してくれる人を
 入れてもらえなかった。**

ごうりてきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」
 さべつ
 は、差別にあたります。



ごうりてきはいりよ
「合理的配慮をしないこと」

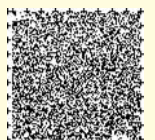
しょうがいのある人が困っている時に
 その人の障がいに合った必要な工
 夫ややり方を相手に伝えて、それを
 相手にしてもらうことを合理的配慮
 といいます。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう やくしょ
 障害者差別解消法では、役所や
 かいしゃ みせ ひと しょうがいの
 ある人に「合理的配慮をしないこと」
 も差別となります。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」

たとえば、「障がいがある」という
 理由だけでスポーツクラブに入れな
 いこと、アパートを貸してもらえな
 いことなどは、障がいのない人と違
 う扱いを受けているので、「不当な
 差別的取扱い」であると考えられま
 す。

ただし、通路がせまくて車いすが
 とお通れないなど、他に方法がない場
 合などは、「不当な差別的取扱い」
 にならないこともあります。



こんなことありませんか？

かぞく 家族などから



しせつ しょくいん 施設の職員などから



はたら 働いている会社の社長 などから
かいしゃ しゃちょう



はたら 働いて得たお金を渡してもらえない
え かね わた



- ねんきん 年金や働いて得たお金を渡さない
- 勝手に自分のお金を使われているなど

しょくじ 食事を与えられない
あた



- お腹がすいても食事を与えない
- 汚い部屋で生活をさせる
- 入浴をさせないなど

どな 怒鳴られる



- 怒鳴る
- 悪口を言う
- 仲間に入れないなど

これらは、
ぎゃくたい 虐待
です！

なぐ 殴られる



- 平手打ち
- 殴る、蹴る
- つねる
- 飲まなくても良い薬を飲ませる など

さわ 触られる



- 裸にする
- キスをする
- いやらしい言葉を言う
- いやらしい映像を見せるなど

